

令和 7 年 6 月 27 日
水管理・国土保全局河川計画課

かけはしがわ まるやまがわ かこがわ
**気候変動を考慮して梯川水系、円山川水系及び加古川水系の長期計画を
変更しました**

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、梯川、円山川及び加古川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、木場潟の事前排水や雨水貯留施設の整備、ため池の事前放流、田んぼダムの整備等を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「梯川、円山川及び加古川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 赤畠、主任 齋藤

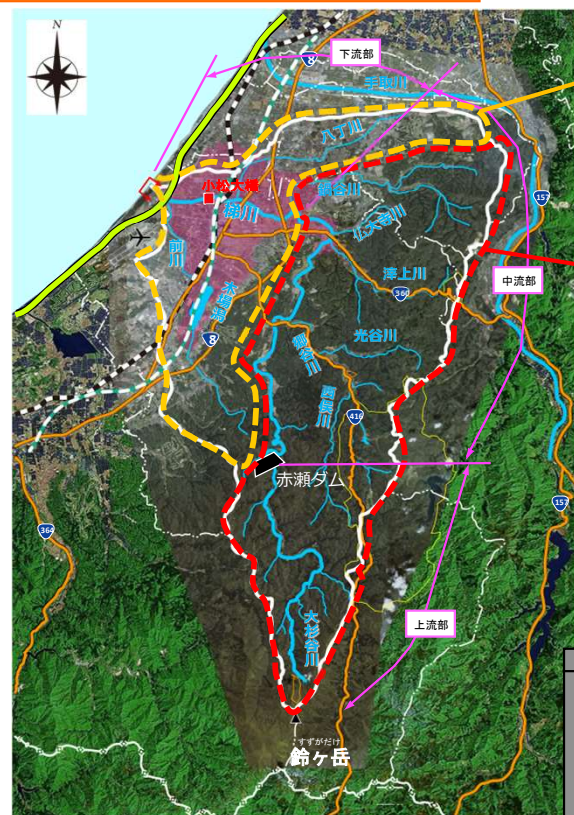
代表 03-5253-8111(内線:35372、35374) 直通 03-5253-8445

気候変動を踏まえた「梯川水系河川整備基本方針」変更の概要

かけはしがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点小松大橋において $1,700\text{m}^3/\text{s}$ から $1,900\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $900\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 国・県が連携した木場潟の事前排水、市による排水路・ポンプ場・雨水貯留施設の整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方

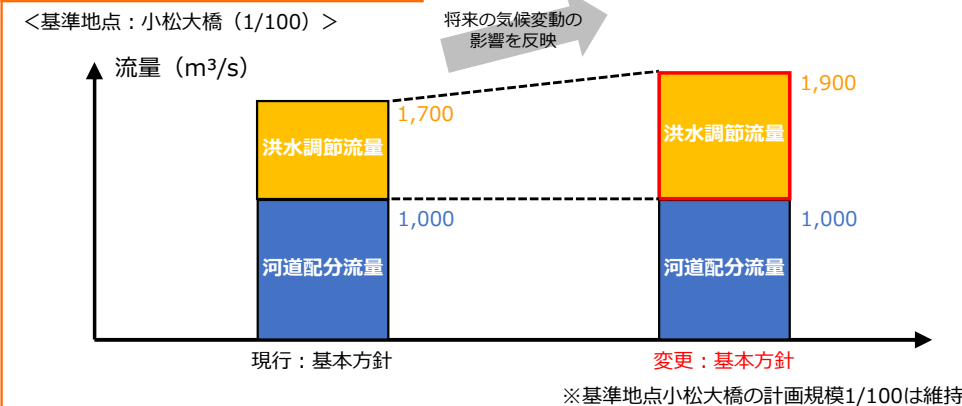


【下流域】
地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

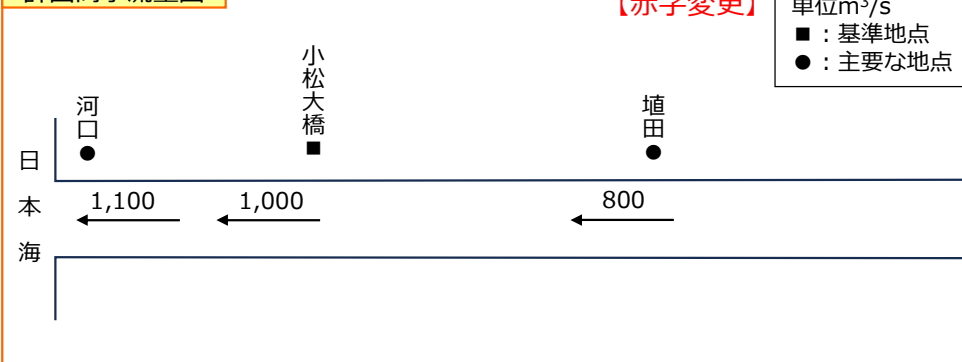
【中・上流域】
既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用等の可能性を検討。
本・支川も含めて、新たな貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。



河道と洪水調節施設等の配分流量



計画高水流量図



河道での対応

- 梯川では、これまでに下流から順に大規模な引堤事業を進めてきていることから、更なる引堤による河道配分流量の増大は社会的影響を踏まえると困難であるため、河道配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ で維持する。
- 今後実施する引堤にあたっては、河川環境や河川景観を保全・継承し、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。



洪水調節施設等での対応

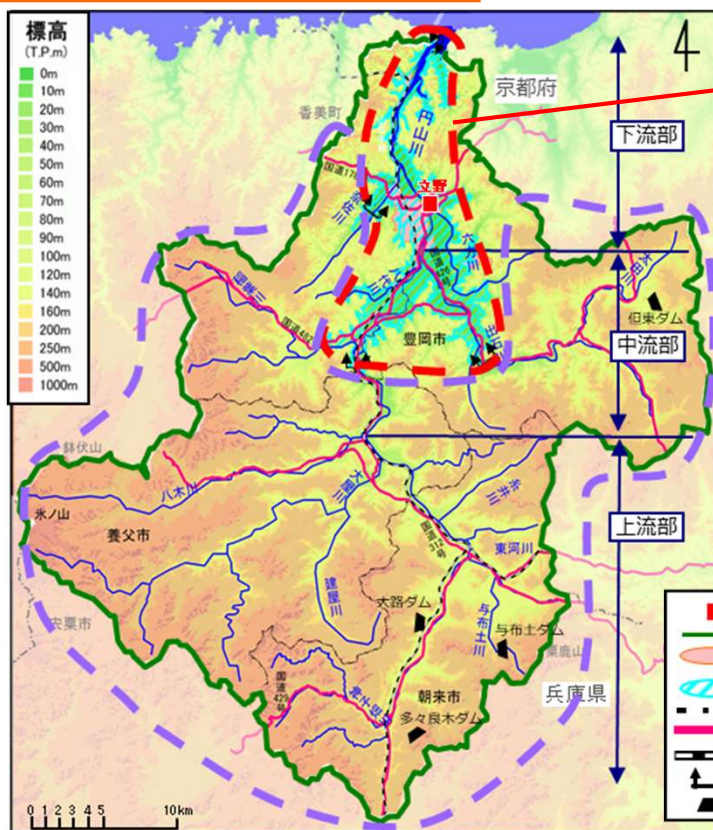
- 既存ダムの洪水調節容量を効率的に活用する操作ルールへの変更やダム再生とともに、基準地点小松大橋上流における遊水地等の新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節容量を $900\text{m}^3/\text{s}$ とする。



気候変動を踏まえた「円山川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点立野において $6,400\text{m}^3/\text{s}$ から $7,300\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- ため池の事前放流、田んぼダムの整備、雨水幹線・雨水貯留浸透施設の整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



【下流域】

- ・ 河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討
- ・ 本・支川も含めて、新たな貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

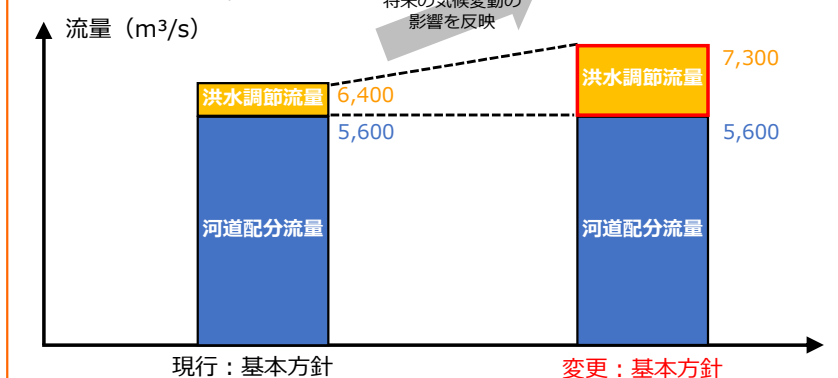
【中・上流域】

- ・ 既存ダムの有効活用や、新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討



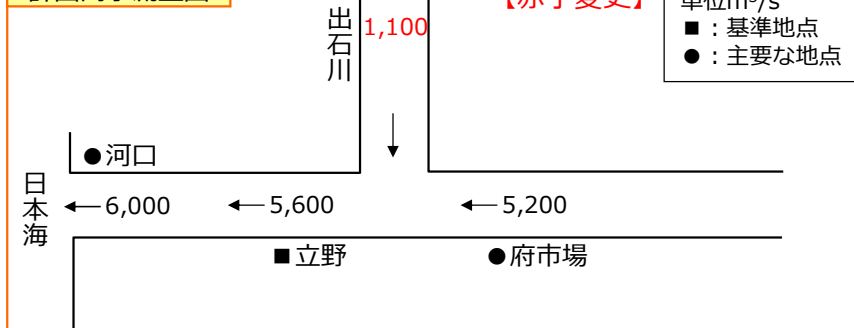
河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：立野（1/100）>



※基準地点立野の計画規模1/100は維持

計画高水流量図



河道での対応

- 狭窄部のわずかな平地に宅地や鉄道、主要道路があることから、山切り等による河道拡幅は困難である。また、河道内には多様な自然環境を有する高水敷等が存在することから、高水敷等の掘削は困難である。このため、河道配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ で維持する。



洪水調節施設等での対応



- 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 貯留・遊水機能の確保にあたっては、コウノトリと人が共生する環境の再生を目指し、湿地再生や河川と水田の連続性確保、良好な自然環境の保全・再生・創出を図る。

気候変動を踏まえた「加古川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点国包において $9,000\text{m}^3/\text{s}$ から $10,600\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $7,700\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $2,900\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- ため池の事前放流、田んぼダムの整備、雨水幹線・雨水貯留浸透施設の整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方

【上流域】

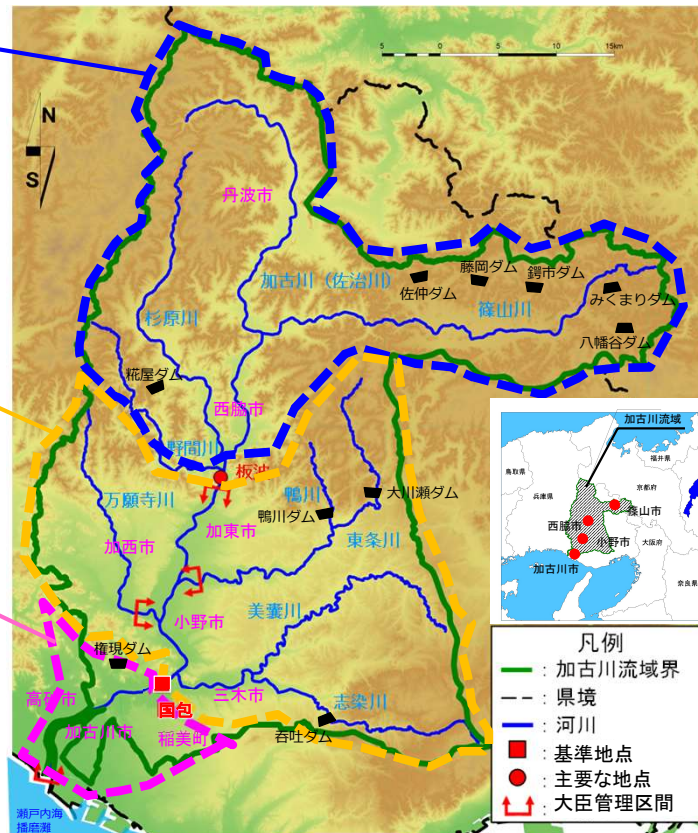
- ・ 既存ダムの洪水調節機能の最大限活用の可能性を検討
- ・ 下流域、中流域の河道配分を考慮して、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

【中流域】

- ・ 既存ダムの洪水調節機能の最大限活用の可能性を検討
- ・ 本・支川含めて貯留・遊水機能の確保の可能性を検討
- ・ 下流域の河道配分を考慮しつつ、河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討

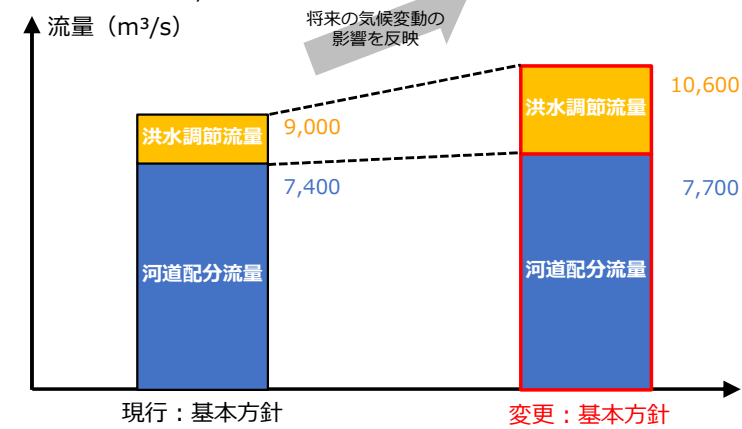
【下流域】

- ・ 中流部での河道整備による下流への負担軽減のため河道配分流量の増大の可能性を検討
- ・ 河川環境・河川利用への影響等を踏まえた効果的な河道断面を検討



河道と洪水調節施設等の配分流量

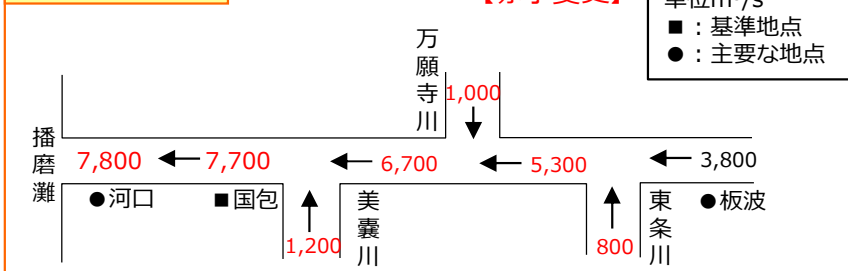
<基準地点：国包（1/150）>



※基準地点国包の計画規模1/150は維持

計画高水流量図

【赤字変更】



河道での対応

- 高水敷利用やヨシ原・干潟等の河川環境に配慮した河道掘削や川幅が狭い箇所での一部引堤等を実施することで、河道配分流量を $7,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。



洪水調節施設等での対応

- 加古川流域では、古くから水田開発等で水利用が盛んであることから、ため池や農業用ダムが整備されている。これらを含む既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $2,900\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 支川においても、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保の可能性を検討し、流域一体となって取り組む。

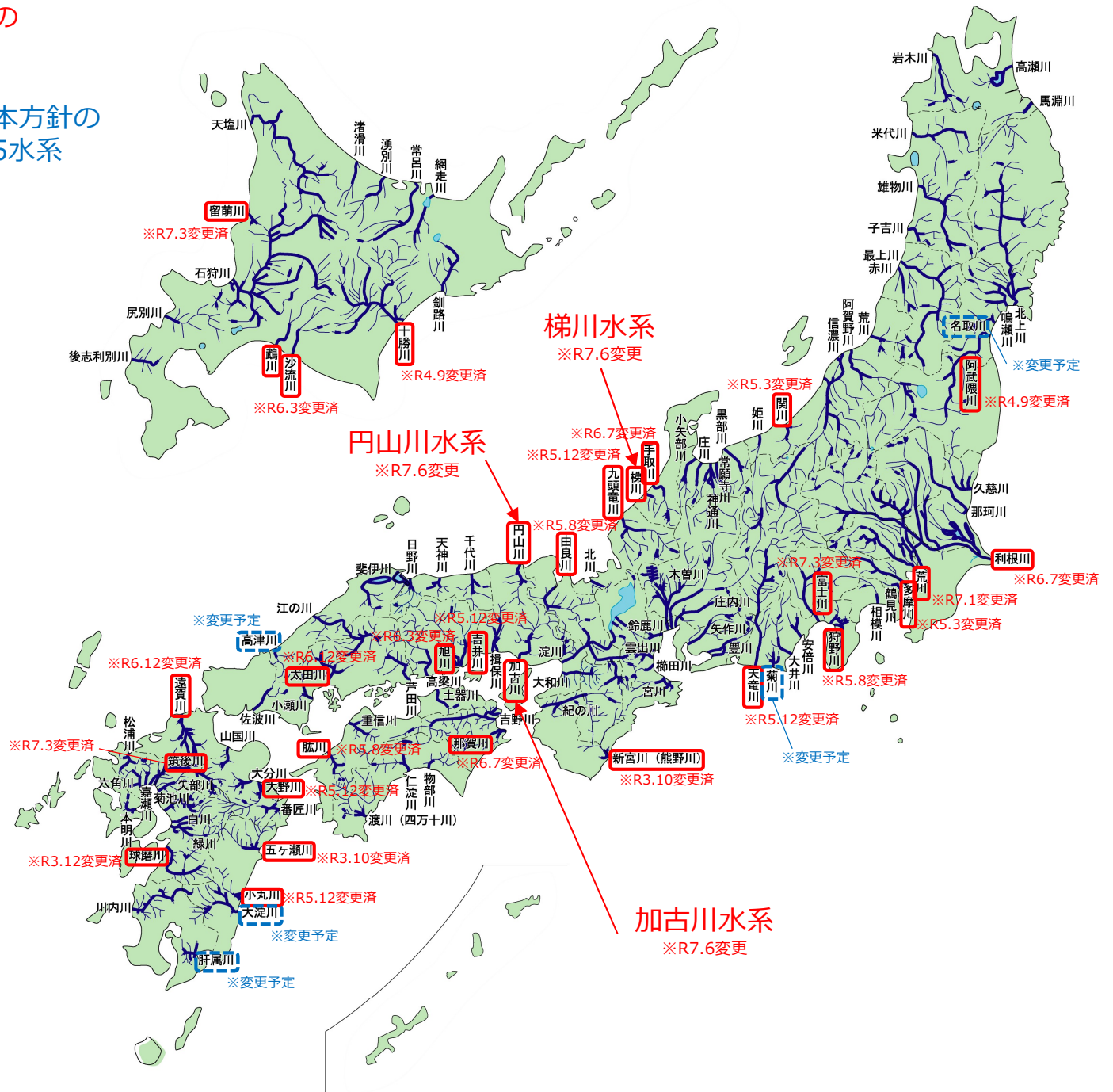


気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

気候変動を踏まえた基本方針の
見直しを行った水系：30水系

今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：5水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20～30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。